

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部署の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額 (円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項 (備考)
放射線治療計画システム 保守点検業務委託	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H25.4.1	エレクトラ株式会社 東京都千代田区永田町 2-4-3永田ビル	2,520,000	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(機器製造メーカーであるため) (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
全身X線断層撮影装置 保守点検業務委託	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H25.4.1	中澤氏家薬業株式会社 高知市大津乙184-1	14,699,916	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(機器納入業者であるため) (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
全身X線断層撮影装置 保守点検業務委託	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H25.4.1	中澤氏家薬業株式会社 高知市大津乙184-1	19,950,000	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(機器納入業者であるため) (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
救急一般撮影用CRシステム 保守点検業務委託	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H25.4.1	コニカミノルタヘルスケア 株式会社 高知営業所 高知市大津乙1059-1	1,013,670	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(機器納入業者であるため) (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
血液ガス分析装置4台 保守点検業務委託	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H25.4.1	中澤氏家薬業株式会社 高知市大津乙184-1	1,942,500	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(機器納入業者であるため) (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
生化学自動分析装置 保守点検業務委託	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H25.8.1	篠原化学薬品株式会社 高知市南御座9-41	1,260,000	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(機器納入業者であるため) (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
循環器用血管撮影装置 一式	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H25.8.23	島津製作所株式会社 高松市番町1-6-1	130,159,995	「入札をしても落札者がなかったため、交渉後、予定価格内にて随意契約とした」 (日本赤十字社会計規則施行細則第36条)	
中心静脈留置型経皮的 体温調節システム 一式	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H25.9.4	株式会社シーメック 高知市南久保9番8号	5,196,996	「入札をしても落札者がなかったため、交渉後、予定価格内にて随意契約とした」 (日本赤十字社会計規則施行細則第36条)	
ICU重症外傷専用ベッド 3台	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H25.9.4	株式会社シーメック 高知市南久保9番8号	15,750,000	「入札をしても落札者がなかったため、交渉後、予定価格内にて随意契約とした」 (日本赤十字社会計規則施行細則第36条)	

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部署の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
デジタル一般撮影システム一式	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H25.9.4	コニカミノルタヘルスケア株式会社 高知営業所 高知市大津乙1059-1	17,955,000	「入札をしても落札者がなかったため、交渉後、予定価格内にて随意契約とした」 (日本赤十字社会計規則施行細則第36条)	
患者監視モニター 保守点検業務委託	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H25.9.26	株式会社シーメック 高知市南久保9番8号	1,680,252	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(機器納入業者であるため) (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
西館ボイラー室 雑排水槽・ポンプ・配管工事	高知赤十字病院 施設管理課 高知市新本町2丁目13-51	H25.10.1	四国パイプ工業株式会社 高知市塩田町20番26号	1,896,300	日本赤十字社会計規則第36条第4項、施行細則第35条の規定による(予定価格が250万円を超えない工事)	
医用画像情報ネットワークシステム更新	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市新本町2丁目13-51	H25.10.1	株式会社キタムラメディカル 高知市葛島4-10-26	89,250,000	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(機器納入業者であるため) (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
透析モニター一式	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H25.10.31	株式会社シーメック 高知市南久保9番8号	2,597,700	「入札をしても落札者がなかったため、交渉後、予定価格内にて随意契約とした」 (日本赤十字社会計規則施行細則第36条)	
女子便所改修工事	高知赤十字病院 施設管理課 高知市新本町2丁目13-51	H25.11.1	四国パイプ工業株式会社 高知市塩田町20番26号	1,281,000	日本赤十字社会計規則第36条第4項、施行細則第35条の規定による(予定価格が250万円を超えない工事)	
勤怠管理システムサーバー更新	高知赤十字病院 総務・人事課 高知市新本町2丁目13-51	H25.11.1	株式会社高知電子計算センター 高知市本町4丁目1番16号	8,673,000	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(機器納入業者であるため) (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
防潮板工事	高知赤十字病院 施設管理課 高知市新本町2丁目13-51	H25.11.10	アーキテック有限会社 高知市一宮2732-7	3,790,000	「入札をしても落札者がなかったため、交渉後、予定価格内にて随意契約とした」 (日本赤十字社会計規則施行細則第36条)	
病理検査室 ホルムアルデヒド対策設備設置工事	高知赤十字病院 施設管理課 高知市新本町2丁目13-51	H25.11.22	四国パイプ工業株式会社 高知市塩田町20番26号	2,205,000	日本赤十字社会計規則第36条第4項、施行細則第35条の規定による(予定価格が250万円を超えない工事)	

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部署の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
内視鏡下手術支援ロボット一式	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H25.12.1	株式会社アダチメディカルレンタルリース 大阪府中央区平野町3丁目2番10号	396,270,000	本社共同購入	
超音波診断装置	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H26.1.24	株式会社シーメック 高知市南久保9番8号	6,006,000	「入札をしても落札者がなかったため、交渉後、予定価格内にて随意契約とした」 (日本赤十字社会計規則施行細則第36条)	
ヘモクロン血液凝固計一式	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H26.2.24	株式会社シーメック 高知市南久保9番8号	1,000,000	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
本館地下女子更衣室改修工事	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H26.3.15	アーキテック有限会社 高知市一宮2732-7	1,365,000	日本赤十字社会計規則第36条第4項、施行細則第35条の規定による(予定価格が250万円を超えない工事)	
エキシマレーザー血管形成装置一式	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H26.3.27	株式会社シーメック 高知市南久保9番8号	19,900,000	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
インシデント・アクシデント管理システム一式	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H26.3.31	四国医療器高知支店 高知市稲荷町10-7	5,286,750	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
i-Drive ウルトラパワートステープリングシステム一式	高知赤十字病院 用度課 高知市新本町2丁目13-51	H26.3.31	株式会社末徳屋医療機店 高知市本町2-3-14	1,934,652	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。